



バイク店 「買いたい」「ネットワーク拡大」を お考えの経営者様。

「オートバイ流通新聞」では、
専門家の経営コンサルタントと連携し、
バイク販売店の「会社・事業の譲受」などの、
ご相談やご案内を行っています。

相談 無料
(秘密は厳守)

無料相談・お問合せ(秘密は厳守)
<https://autobi-r.net/contact/>

会社や事業を、譲渡ご希望の方(売り手)も、上記のお問合せよりご連絡ください。



「会社・事業の譲受」の主な内容

資産をはじめ、
オートバイ流通新聞だから可能となる
「バイク流通市場に合わせた」
在庫車の適正評価額算定など、
適正な評価額での査定が実現できます。



「会社・事業の譲受」の進め方

- ① 初期相談・ヒアリング (無料)
- ② 企業価値の評価 (着手金が発生)
- ③ スキームの立案と資料作成
- ④ 買い手(譲受先)候補の探索
- ⑤ 交渉支援
- ⑥ デューデリジェンス(DD)対応
- ⑦ 最終契約・クロージング支援
- ⑧ PMI(ポスト・マージャー・インテグレーション)

① 初期相談・ヒアリング（無料）

- 仲介会社・FAに買収目的や条件を伝える
 - 希望業種、規模、地域、予算を整理

② 買収戦略立案・対象企業の検討

- 自社の成長戦略に合致する分野を明確化
 - 財務余力や投資回収期間の検討
- 買収スキーム（株式譲渡・事業譲渡など）を選定

③ 対象企業（譲渡企業）の探索・選定

- 仲介業者や銀行、士業ネットワークから案件情報を入手
 - NDA（秘密保持契約）の締結
 - 初期的な候補リストを作成

④ 企業概要・資料の受領と初期検討

- 財務諸表・会社概要・事業内容を確認
- シナジー効果やリスクを初期評価
 - 買収候補を絞り込み

⑤ 意向表明・条件交渉

- LOI（意向表明書）の提出
- 希望買収価格・条件を提示
- 売り手と条件面で基本合意に向けた交渉

⑥ デューデリジェンス(DD)実施

- 財務・税務・法務・労務・ITの詳細調査
- 不良債権・訴訟リスク・簿外債務の有無を確認
 - 買収価格の妥当性を再検証

⑦ 最終契約・クロージング

- 最終契約書（SPAなど）を締結
- 対価の支払い、株式移転や事業譲渡の実行
- 公的手続き（登記・許認可承継など）

⑧ PMI(統合作業)

- 組織・人材・制度の統合
- ITシステムや業務プロセスの統合
 - 文化融合・従業員フォロー
- シナジー効果の実現をモニタリング

※PMI=M&A 後の統合効果を最大化するための統合プロセス。統合の対象範囲は経営、業務、意識など統合に関わるプロセスに及びます

費用について

手数料(税別)

譲受価額(買い手)	手数料
~2,000万円まで	基本料200万円
2,001万円~	基本200万円 + 譲受価額2000万円超える額に5%加算

※例)譲受価額が3,000万円の場合の手数料は、2000万円を超えた1000万円に対して5%(50万円)が加算され250万円になります

※手数料の上限額は1,000万円といたします

※譲渡人（売り手）および譲受人（買い手）が、関東1都3県（東京、神奈川、千葉、埼玉）以外の場合は、上記手数料のほかに交通費等を当社で別途承ります

※当社では譲渡人（売り手）と譲受人（買い手）に対して仲介業務を行い、両者での譲渡・譲受の契約締結が完了した場合に、譲受人（買い手）は当社に対して、定める手数料の成功報酬をお支払頂きます

※成功報酬の手数料は、譲受人（買い手）の譲受価額（株式の譲受金額または事業譲受対価、負債引受額を含む）を基礎として上記表の通りとなります。ただし、成功報酬の金額が2,000万円までの場合には、最低報酬額として200万円をお支払い頂きます

※弁護士等の支援のご依頼の場合は、弁護士等の費用が必要になります

※譲受人（買い手）からの成功報酬等に係る支払時期は、譲渡・譲受の契約完了日後のご請求日から起算して10営業日以内となります

※成功報酬には、消費税相当額を別途加算してお支払いして頂きます

担当経営コンサルタント



西 泰宏 氏のプロフィール

中小企業診断士として、製造業・サービス業・小売業など幅広い業種での事業計画・経営計画の策定に豊富な実績を有する。M&A領域において、被買収企業の企業価値向上に向けた事前支援から、双方にとって最適なマッチングの実現、さらにはM&A後の組織体制強化・業務定着支援まで、一気通貫で伴走することを得意とする。単なる売買にとどまらず、M&Aを企業成長の戦略的手段と捉え、中長期的な企業価値向上を支援いたします。



無料相談・お問合せ(秘密は厳守)

<https://autobi-r.net/contact/>

**譲渡ご希望の方(売り手)も、
上記のお問合せよりご連絡ください。**

